

中小企業の留保金課税

Q : 当社は、設立5年目の中小企業です。設立後10年までの中小企業には留保金課税がないと聞いていたのですが、今年度の税制改正で改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 経営革新計画を実施する中小企業者に対してのみ、留保金課税がされなくなりました。

【解説】

留保金課税は、平成18年3月31日までに開始する次の事業年度については、適用されないこととされていました。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の中小企業者に該当する同族会社…同族会社の設立の日を含む事業年度からその設立の日以後10年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度
- ② 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認を受けた中小企業者に該当する同族会社…その事業年度終了の時ににおいて承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している場合におけるその事業年度
- ③ 各事業年度終了の時ににおける資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社で前事業年度終了時における自己資本比率が50%以下であるもの…その事業年度

しかし、今年度の税制改正では、経営計画を実施する中小企業者である同族会社に対してのみ留保金課税が適用されないとされましたので、注意してください。

